



平成21年7月(第134号)

### 今月の写真：ブナの香りで深呼吸(只見町)

南会津地域は、面積の9割以上を森林が占め、豊かな自然環境が人々の生活に恵みをもたらしています。南会津郡内では、身近な森林での、フォレストセラビ一体験による心と身体を癒す取り組みをしています。

雄大な自然に身を任せ、心身をリフレッシュしてみませんか?

### 今月の内容：

- 今月のトピックス
  - ・僕らの未来へ宝物を贈ろう!!
  - ・鳥獣害に負けない里づくりを目指して!!
  - ・家族みんなで緑を満喫!!
  - ・南郷「唐倉の里」学習会
- ご存知ですか?
  - ・みんなで学ぼう食品表示!!  
～JAS法に基づく食品表示について～ 第2回
- この人を知りたい
  - ・後進たちの道標として
- 直売所紹介
  - ・よって~けやれ~南郷直売所オープン!!
- 今月のコラム
  - ・「畑作雑感」
- お知らせ
  - ・農業でエコ!!
  - ・農薬は正しく使いましょう!

平成21年7月22日発行 福島県南会津農林事務所

## 今月のトピックス

### 僕らの未来へ宝物を贈ろう!!



大きく育て!

南会津町界字上ノ山地内において、6月2日、南会津町、同町緑化推進委員会及び南会津地方緑化推進委員会主催による「第58回南会津地方植樹祭」が開催され、田島二小緑の少年団や地元の南郷一小、南郷二小の児童等約200名が参加しました。

式典では、同町の南郷婦人会、渡部廣一さん、山口千哉さんが緑化功労者として表彰されるとともに、平成13年度から毎年南会津産木製玩具類の売上金の一部を南会津地方緑化推進委員会へ寄付している株式会社高島屋に対して感謝状が贈呈されました。

式典の後、参加者全員でオオヤマザクラやヤマボウシなど6種類、235本の広葉樹の苗木を植樹しました。今年の植樹会場は、やや斜面が急でしたが、参加者が

力を合わせて無事植えることができました。

この植樹祭は、県民参加による森林づくりの推進を目的に「緑の募金」や県の補助金が充てられています。

今回の参加者一人ひとりの手によって植えられた苗木は、やがては大きく育って花を咲かせ、地域の美しい緑を創出してくれることでしょう。

なお、来年度は只見町において開催される予定です。皆さん奮ってご参加ください!

(森林林業部)

### 鳥獣害に負けない里づくりを目指して!!

今年4月、南会津町南郷地域のほ場で、オトメユリとササユリの球根がイノシシに食害され、その対策について農林事務所に相談がありました。

被害にあったのは7年生球根で、隣接する3~4年生球根は被害がありませんでした。

ユリは切り花として出荷できるまで5年以上かかるため、被害が拡大すると経営上問題となります。

関係機関等で対策を検討した結果、イノシシには電気牧柵が最も効果的であることから、6月初めに設置工事がされました。

ほ場周囲に4m間隔で支柱を立て、地面から20cmと40cmの高さに電線を張り、これに乾電池またはバッテリーを使用した衝撃電流発生装置を接続します。

イノシシの敏感な鼻先が電線に触れると、5,000



電気牧柵を設置中

(1ページから続く)

ボルト以上の電気が流れ、大きなショックを与える仕掛けです。この装置の設置後は、今まで被害は見られていません。

鳥獣害対策の質問やご相談は、最寄の役場や、南会津農林事務所農業振興普及部(電話0241-62-5264)までお気軽に問い合わせください。

(農業振興普及部)



設置後の牧柵

## 家族みんなで緑を満喫!!

下郷町中山みなんぱらにおいて、6月13日、南会津地方緑化推進委員会の主催、下郷町緑化推進委員会の後援による「第23回ファミリー緑の教室」が開催され、南会津郡内から12組33名の家族が参加しました。

地元下郷町の湯田町長による歓迎のあいさつの後、午前中の自然観察会では、参加者は4班に分かれて草地や森林を散策し、植物、昆虫、野鳥等様々なものについて、もりの案内人から説明を受け、森林の持つ多面的機能について学びました。

また、観察会の後は、林業普及指導員から野草採取のマナーについて説明を受け、わらび採取を楽しみました。

午後には、小枝を利用した木工クラフト教室が行われ、もりの案内人の指導の下、動物の顔や昆虫を作成しました。親子で協力して作成し、なかには、自らデザインしたクモを作る等子ども以上に夢中になる大人もいたり、緑に囲まれた中での木工クラフトを十分に楽しんでいました。

なお、来年度は檜枝岐村で開催される予定ですので皆さんのご参加をお待ちしております。

(森林林業部)



個性あふれる作品の数々

## 南郷「唐倉の里」学習会

去る6月7日、南会津町木伏農村公園において、木伏地区ほ場整備事業組合などの主催により、南郷「唐倉の里」学習会が開かれました。

学習会では、地域の農業用施設や田んぼの役割・水の大切さについて学びました。その後、ほ場整備事業で整備した多自然型水路において、イワナのつかみ取りが行われ、あちらこちらで歓声があがり、楽しい一

時を過ごしました。

今回のイベントにより、農業水利施設に愛着を持ち、将来にわたって集落による維持管理が図されることを期待しています。

(農村整備部)



魚のつかみ取りを行いました

## ご存知ですか?

### みんなで学ぼう食品表示!! ~JAS法に基づく食品表示について~

第2回

#### 先

月号に引き続き、JAS法に関する説明をします。

JAS法では個別の基準として、生鮮食品では米(玄米及び精米)、加工食品では農産物漬物等約50種類の食品について表示基準が定められています。これらの食品では、それぞれの品質表示基準にも沿った表示をしなければなりません。

例えば、玄米及び精米(容器包装されたもの)では①名称、②原料玄米(産地、品種、産年、(使用割合))、③内容量、④精米年月日(調製年月日)、⑤販売者を表示しなくてはならないことが定められています。ただし、産地、品種、産年について農産物検査法による証明を受けていない原料玄米(つまり未検査米)については、産地や品種等の表示をすることはできません。

このように、表示をしてはならない場合や、する必要がある場合等、表示をする際には様々な注意点があります。間違えやすい例には、次のようなものがあります。

①「名称」には一般的な名称を記載するのであって、いわゆる商品名は別に記載する

※生鮮食品にあってはトマトやキュウリ等と一般的な名称を記載し、「野菜」等は不可

②「原産地」について、「地元産」などの表示は認められない

③会社組織でない(法人登記されていない)団体やグループ名、屋号などを製造者等として表示する場合、代表者の氏名と住所を明記する必要がある

④干し大根や干し柿、乾しいたけなど、加工度合いの低いものでも(たとえ何も加えていないものでも)加工食品の扱いとなり、製造者や賞味期限等、加工食品の表示が必要になるものがある

次回も引き続き、表示を作成するうえでの注意点等について紹介します。

(企画部)

## この人を知りたい

### 後進たちの道標として

(下郷町 小山常喜さん)

今回は、下郷町で農業を営んでいる小山常喜さんをご紹介します。

小山さんは、生まれも育ちも下郷町、昨年度まで「藤の郷直売所よらっしぇ」の運営委員長を4年に渡って務め、今年は会計として下郷地域の農産物直売活動へ尽力されています。

また、下郷町立小中学校給食への食材提供や、子どもの健全な成長に欠かせない食物について、食育授業での農作業支援をされています。特に、農作業支援では、畑の土づくりから維持管理・収穫まで、ほ場主の渡部ミヨ子さんや藤原八郎さんたちと共に手伝いをしています。昨年度は子どもが抱きかかるほど大きなサツマイモや落花生、じゅうねん等が大収穫となり、江川っ子まつりでのバザーや郷土料理教室へと繋げることができました。郷土料理教室で児童が作った「こづゆ」や「しんごろう」は、小山さんを始めとするよらっしぇ加工部会の方々への感謝の気持ちがこもった心温まる味でした。



子どもたちに農作業を教えてます

さらに、小山さんは、当事務所で行っている「南会津地方“ゆきぐに農業”推進事業」にもご協力いただいており、下郷町で昔から行われている「雪室」を利用して



手塩に掛けたインゲンの生長が楽しみです

した野菜の保存実証をしていただき、自宅裏で囲い込んだ野菜は甘みが増すなどの様々なアドバイスを受けています。

その上、地元の芦ノ原では、平成17年度から集落営農推進をしている芦ノ原農作業受託組合監事を務め、繁忙期の農作業受託やオペレーターとしての後進育成に励むほか、下郷町民生児童委員協議会長として、地域の方々の生活を支えています。

このように、様々な役職をされている小山さんですが、農業でのポリシーは「安全・安心な農作物を生産すること」です。

「これからは、子どもが机上の勉強だけでなく、土をいじり、本物の野菜の味を感じることをおして、良い思い出を作る手助けをしたい。そしてゆくゆくは、若い人が農業に取り組めるような体制づくりを地元に定着させていきたい」との目標を持ち、各種活動へ邁進していくことです。

今後も南会津地域の農業振興をよろしくお願いします。  
(企画部)

## 直売所紹介

### よって~けやれ~ 南郷直売所オープン!!

今年5月5日、国道289号駒止トンネルから南郷へ向かい最初の集落(東)に、農産物直売所「よって~けやれ~ 南郷直売所」がオープンしました。

この直売所は、南会津町が「遊休農地を活用した野菜栽培や手工芸品づくりを通じた高齢者の健康増進」、「地域産業の活性化」を目的として設置した施設を、町から木伏営農改善組合(平成20年10月設立)が運営を受託して営業しています。



新しい店舗ももうすぐ完成！

現在は、仮設テントでの営業ですが、7月末には新しい施設が完成します。南会津地域の東部と西部を結ぶ交通の要という立地や広い敷地、そして何よりも



素朴で人情味あふれる商品と、心からの接客によって多くの消費者の方々を集めています。観光シーズンを迎える夏には、待望のトマトも並ぶことから、今からその賑わいが楽しみです。

また南会津町では、この直売所を単に木伏集落の農産物販売という機能だけでなく、南郷地域の各集落から円滑に農産物等を集荷し販売に結びつけるシステムの構築を目的とした「流通の実証実験」としても位置付けており、この取り組みの更なる発展が大いに期待されます。

**主な商品:**季節の旬の野菜(7月～トマト)・山菜  
手工芸品(蓑、草履、籠など)

**営業時間:**5～11月の10～15時(火・木は定休日)

**所 在:**南会津町山口字椿平222番地

(農業振興普及部)

## 今月のコラム

## 畑作雑感

新聞やTVなどで、「日本は瑞穂の国だから稲作文化の国だ」と説明されることが多い。しかしながら、農業試験場の畑作班勤務時代、諸先輩からは、「日本は畑作文化の国だ」と教え込まれた。事実、名著「畑と日本人」によると、その昔、「収量の不安定な米は飢饉を招きやすいので、(畑作物の)粟などをつくれ」という天皇の詔(みことのり)が発せられている。麦などは、水利条件の悪い当時、米以上の重要な作物であり、七夕も、「麦の収穫ができた。俺たちは生き残れる」という収穫祝いが、中国の故事と結びついた祭りとの説もある。そもそも、「田」という漢字は、当時の中国で「はたけ」を意味しており、誤って「田=水田」としてしまった日本では、苦肉の策として「畑・畠」という和製の字を作成したようだ。

さて、畑作物の代表的作物のひとつである「蕎麦」には、字のごとく「麦」が付く。農業博物誌(玉川大学

発刊)によると「そばだっている(角張っている)麦」が蕎麦の語源であるとしている。そして、「会津のかおり」は、当地方の下郷在来種をもとに、県農業総合センターの渡部氏(現・当部地域農業推進課長)により、蕎麦の県オリジナル品種として育種されたものである。昨年、近隣の友人達で「蕎麦会」を催したが、「会津のかおりは、打ちやすく、香り良く、おいしい」と好評であった。反面、「北海道産そば粉使用」と店内に掲げている店が、ふるさとの県北地方で散見され、残念に思っている。このような店に入ると、「やっぱり会津のかおりだよ」とささやかなPRをしている。

県職員として31年目、初めて中通り以外の勤務となり、単身赴任も3ヶ月が経過した。これも縁、蕎麦のように「細く、長い」お付き合いをお願いします。蛇足ながら、「薬味は蕎麦の風味を壊す」とも聞きますが、辛味大根の「おろし」を薬味とした「淡雪蕎麦」が好物です。

農業振興普及部副部長 渡邊史夫

### 農林事務所からお知らせ

#### 農業で、エコ!!

**農**産物の安全に関するニュースが毎日のように報道されていますが、皆さんも生産している農産物はいかがでしょうか?消費者の皆さんは「環境にやさしい安全なもの、安心して食べられるもの」を求めています。

県では、国・県等の各種制度を推進する等、環境にやさしい農業に取り組む農業者を支援しています。特に、県内の環境にやさしい農業生産(化学肥料・農薬の施用量を基準より2割低減する目標)に取り組むエコファーマーの認定件数は、日本一の19,303件(平成21年3月末現在)を誇っています!!

南会津地方でも、平成16年に南郷トマト生産組

合が県内で初めて組合員全員で認定を受けたほか、水稻、アスパラガス、リンゴ、トルコギキョウで農業者562名の生産する629件、生産面積603.5haが認定を受けています。

エコファーマーとなるには、5年後を目指とした計画書を作成し、審査会で認定が必要です。南会津地方では、7、9、2月に審査会を開催する予定です。個人での申請はもちろん、生産組合等では集団で申請することもできます(ただし、構成する申請者個人の計画書が必要です。)

皆さんもエコファーマーになって、「環境にやさしい農業者」の仲間入りをしませんか!

詳しくは、当所農業振興普及部農業振興課(電話0241-62-5253)までお気軽にお問い合わせ下さい。  
(農業振興普及部)

#### 農薬は正しく使いましょう!

**近**年、食の安全・安心への関心が高まっており、食品偽装や、野菜から基準値を超える農薬が検出された事件等が、大きく報道されています。

農薬は、現在の農業生産に欠かせないものですが、使用方法の誤りから基準値を超えると、農作物の出荷停止もしくは出荷自粛という事態になります(平成18年5月29日ポジティブリスト制度施行)。こうなると、その農家の収入減だけでなく、県産農産物全体の安全性への信頼を大きく損なうことになります。

農薬を使用する際は、農薬のラベルをよく読み、適用作物、使用量や希釈濃度、使用時期(収穫前日数)、総使用回数(有効成分の総使用回数)を確認することが重要です。さらに、自分がどの農薬を、どの時期に、どのくらいの量や希釈濃度で散布したか判るように、散布日誌を必ずつけましょう。

また、農薬散布作業の際には、農薬が隣接する農作物や周辺環境へ飛散(ドリフト)しないよう気を配りましょう。近隣に、パイプハウス等がある場合や住宅がある場合には、散布前に一声お知らせしましょう。  
(農業振興普及部)

福島県南会津農林事務所 企画部 地域農林企画課

〒967-0004 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1

電話 0241-62-5252 FAX 0241-62-5256

電子メール minamiaizu.nourin@pref.fukushima.jp

ホームページ <http://www.pref.fukushima.jp/norin-minamiaidu/>

南会津農林

検索

バックナンバーはこちらから



みなさんのご意見・ご感想をお寄せください。



この広報誌は  
SOY(大豆油)インキを  
使用しています。